住民課環境衛生係からのお知らせ

問い合わせ/役場住民課環境衛生係(1階③番窓□☎485-2111内線125)

不法投棄クリーン作戦

ごみの不法投棄の根絶と、自然と調和 した美しいまちづくりの推進を目指し、 下記のとおりクリーン作戦を実施しま す。参加したい方は上記係へ申し込みく ださい。

- 日時 / 10月26日(土)、午前 9 時30分~
- **■集合場所**/コンベンションホールうい ず前駐車場
- **■実施場所**/町道ルルラン通り

しべちゃ斎場の指定管理者募集

本町では、しべちゃ斎場の管理運営に ついて、民間事業者などの専門性や創意 工夫を活かすことにより町民サービスの 向上と経費の削減を図り、より効率的、 効果的な運営を図るために指定管理者制 度を導入します。

応募資格などは下記のとおりで、詳細 は説明会を開催しますので、希望する方 は申し込みください。

- ■指定予定期間/平成26年4月1日~平 成29年3月31日
- ■応募資格/本町に本店・支店または営 業所・事業所を有し、税の滞納がない 法人・団体・グループ
- ■募集要項などの配布期間/10月1日(火 ~30日(水)
- ※役場ホームページ (アドレスは22ペー ジ参照)からもダウンロードできます。
- **■応募受付期間** / 10月7日(月)~30日(水) ☆説明会
- ■日時/10月8日(火)、午後1時30分
- ■場所/開発センター
- ■参加可能人数/各団体3人以内
- ■申込方法 / F A X (485-4111)、電子 メール (アドレスは22ページ参照)

目然の番人宣言

自然の番人宣言は、貴重な自然環境 を守り、次世代に引き継いでいくため、 私たち一人一人が「自然の番人」となり、 不法投棄やポイ捨てを撲滅しようとす るもので、平成18年4月に釧路管内の 全市町村が共同で制定しました。

本町でも、道端へのポイ捨てや家庭 ごみなどの不法投棄が発生しています。

地域会や自然の番人宣言事業者と連 携しながら、自然を壊すポイ捨てや不



法投棄をしない、させない、許さないという思想を持ち、皆さ んで本町の美しい自然環境を守っていきましょう。

自然の番人宣言の全文を記載したリーフレット(図1)やポ スター、自動車に貼り付けるステッカー (図2) を上記係で配 布していますので、希望する方はお

気軽に申し出てください。 • ポイ捨てや不法投棄は犯罪です。 図2 ステッカー

- 絶対にしないでください。 • 不法投棄者への罰則は、個人の場合は5年以下の懲役または 1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金となり
- 不法投棄を見つけたら、下記へ通報してください。 不法投棄ごみ…上記係 不法投棄をしている人…弟子屈警察署 (☎482-2110)

処理浄化槽補助事業の説明会を開催

下水道未整備地域の生活環境向上のため、平成26年度より個 人宅に設置する合併処理浄化槽の整備に対し助成を予定してい ますので、下記のとおり説明会を開催します。

	開催日	時間	場所
10月	7日(月)	午後 1 時30分	塘路住民センター
	9日(水)		磯分内公民館分館
	10日(木)		虹別酪農センター
	11日(金)		沼幌地区世代交流センター
	17日休		茶安別農村環境改善センター
		午後7時30分	開発センター
	18日金	午後1時30分	阿歴内公民館



0 護 問 場 相 委い所 5 4 は 31 祉 事釧 予約不要で 5 セ 務路ン 0 1 4 局 人夕 権 1 ☎ 擁

を開設: りごと 百 3 時 でするため 因 近路 四する人権侵害の近年増加している \otimes 」を専門的に受ける[人権 のなん 加擁 悩 日 でも 「みごと」 協議 る性 \bar{O} 相談 救 差別 後 済を 女困

第58回消防団員技能競技大会結果



ンプ自動車の部に第1分団(標茶市街)と第3分団 (磯分内)、小型ポンプの部に第4分団(塘路)が出場して熱戦を繰り広げました。結果は3チームとも 健闘しましたが、惜しくも入賞を逃しました。

大会に向けて約1カ月間汗を流した選手の方々、本当にお疲れ様でした。また、大会出場にあたり皆さんからのご支援やご声援を頂き、誠にありがとうございました。

消防だより

標茶消防署☎485-2021

ホームページ

http://www.town.shibecha. hokkaido.jp/~sfsma/

秋の火災予防運動

秋から冬にかけては、空気が乾燥して気温も下がり暖房器具など火気を使用する機会が多くなり火災が発生しやすくなる季節です。秋の火災予防運動はこのような時期を迎え、火災予防の更なる普及を

図り、皆さんの生命や財産を火災から未然に防ぐことを目的に行われます。10月15日(火~31日(木)の運動期間中、標茶消防署では防火査察や車両広報を通して防火を呼びかけます。皆さんのご協力をお願いします。



土地·家屋や軽自動車の名義を 変更される方へのお知らせ



■土地・家屋の場合

①すでに登記している土地や家屋の所有者(名義人)を売買や相続などで変更する場合は、釧路地方法務局(☎0154-31-5000代)で登記の変更をしてください。

なお、登記していない家屋は、下記窓口で手続きをしてください。

12月31日までに手続きを完了すると、次年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。

②相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、相続人の中から次年度以降固定資産税を代表して納めていただく方を相談し決めてください。

手続きの用紙は送付します。

■問い合わせ/役場税務課税務係(1階⑧番窓口☎485-2111内線152)

■軽自動車の場合

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ●125cc以下のバイク ●ミニカー など 小型特殊自動車	役場税務課税務係 (1階®番窓口 ☎485-2111内線153)	●新所有者の認印●標識(ナンバープレート)
●農耕作業用 (トラクターなど) ●その他特殊作業用 (ホイルローダーなど)	五 460-2111内板103/	●標識交付証明書
軽四輪自動車 ●660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ●125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせ
二輪の小型自動車 ●250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2522)	ください。

